

～東日本大震災復興支援～

『第7回全国国盗竹水鉄砲合戦』企画書



竹水鉄砲合戦実行委員会

浅見志貴雄

はじめに

日本古来より生活や遊びの中の色々な所で活用されている竹はだんだん消費されなくなっており、竹林の拡大は今後大きな環境問題となる可能性を秘めています。竹の消費をするにはどうしたらいいだろう。どうすれば人々は竹に価値を見出すだろう。そんなことを考えて平成18年に考案したのが『竹水鉄砲合戦』です。平成19年から毎年大会を開催してきまして5回を数えます。何もないところからのスタートでしたがこの5年間で多くの方に知っていただけたと思います。ただ、『全国大会』というものの大会の参加チームは地元岡崎を中心となっています。平成24年、25年と都合により大会を開催しませんでした。平成26年は大会を復活させて15チームで大会を開催しました。まだまだ最初に描いた私の故郷である岡崎に全国から集っていただいて47都道府県プラス岡崎で48チームによる大会とまではいきませんが参加チームも増えております。ができればと思っておりました。今もこの目標は変わっていませんが、簡単にできるものだとは思っていません。ですが、5回の大会での選手や学校の授業での子供達の楽しくも真剣な眼差しを思えば多くの方に賛同していただけるものではないかと感じております。

大会の趣旨

今回で6回目をかぞえる『竹水鉄砲合戦』ですが、いままでの大会とは内容を変えて開催します。平成27年には徳川家康公生誕400年を迎えることとなります。家康公は岡崎出身の武将であり宝でありますから、生誕のまち岡崎としてもっともっと盛り上げていかなくてははいけません。そこで、今回戦国時代の国盗り合戦と位置づけて参加チームには郷土の武将チームとして参加をしていただこうと思います。郷土の誇りをかけて地元の武将と共に戦う大会にしたいと思っております。

また、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災では多くの死者・行方不明者を出すこととなりました。今でも復興過程であり多くの方がご苦労されていることと思っております。そこで、『東日本大震災復興支援』の大会としても位置づけをしました。過去の大会では参加費は無料でしたが今回から1チーム5,000円(竹水鉄砲10本分の材料費含む)をいただきそのうち2,000円を復興にご協力出来ればと考えます。

ご協力いただいた協賛金では、金額に応じてスタッフのTシャツ代や弁当代・啓発活動・商品代等に使用させていただきますが、残金においても『東日本大震災復興支援』支援としたいと考えます。多くの方にご理解とご協力をいただき大会が開催出来ることを願っております

竹の現状①について

荒れた竹林

農業人口の減少や高齢化により農家が手入れをしなくなった竹林はどんどん繁殖しており、そのまま放置すれば手のつけられない状態になっていくこと間違いなしです。タケ類は成長力が強く、ピークの際は1日で1メートル以上成長することもあります。竹林の近くにある民家の中に竹が侵入する（タケノコが生える）被害もあります。地下茎が地面を広く覆うことから崖崩れには強いが、逆に強風、地滑り、病気などには弱く、放置された竹林で地滑りの発生が多いという研究もあるそうです。また放置竹林によって山地が覆われ、元々植生していた広葉樹や針葉樹の光合成が妨げられ、結果として森林の減少を招くという問題も起こっております。

竹の現状②について

竹の使われ方

素材として

和風建築の塗り壁の素地、床材、すだれ、竹垣

ロープとして

樽のたが

構造

うちわ・扇子の骨、和傘の骨、提灯・行灯の骨、鉄道踏切の遮断機、竹ひご：竹細工

文具・玩具

筆の軸、ものさし、竹とんぼ、竹馬、水鉄砲

パイプ容器として

火吹き竹、吹き矢の筒、樋、流しそうめんの流路、尺八、篠笛、能管、龍笛、笙、箏などの竹製管楽器、キセル、水鉄砲、紙玉鉄砲、ししおどし、竹筒

工芸品・日用品の素材

ざる、籠、花入、花籠、花生け、虫籠、箸、菜箸、楊枝、耳搔き、串、焼き鳥の串、茶筌、茶杓、柄杓、竹箸・熊手、箕、易の筮竹、孫の手、青竹踏み、竹皮、杖、物干し竿

漁業用具

釣り竿、魚籠、生け簀

武具・スポーツ用品

竹刀、和弓と矢、棒高跳の棒、竹槍

どうして『竹水鉄砲合戦』をはじめたのか。（環境編）

まずは、環境面についてですが、日本人の生活になくではならなかった竹ですが、今ではその製品の大半がプラスチック等の石油の加工製品で賄われています。そうする事で竹は使われなくなり、竹藪は管理されなくなってしまい荒廃してきました。以前は杉や桧の造林地帯とは竹藪はちゃんと区別してあったはずですが、竹は根で生殖範囲を広めて行き杉と桧と一緒に山の中で生えています。この事は果たしてよいことでしょうか？

私はこのようなことの専門ではありませんが自分の考えとしては、杉や桧の造林地帯は木の成長とともに間伐をする必要があります。間引くことで地面に日が当たり植物が生えてきて地山を安定させます。それに、残った木にも日が当たり成長を促します。それを踏まえれば杉や桧と並んで生える竹は不要な物となります。このような状態を起こさないために竹の消費をする方法をずっと考えていました。竹とんぼや竹馬等の昔ながらの遊びもありますが、それでは多くの需要を望めません。やはりスポーツとして使用することが一番だと考えました。このままにしておく・・・

色々インターネットで調べてみますと、竹が増えている事に対して危機感を持っているところがありますが、決定的な打開策を持っているところは今の無いと思われまます。もっと行政が真剣になって考えないといけないと思うのですが先が見えないからかある意味真剣に考えて無いように思います。マスコミもこの事にあまり触れてないようですね。このまま放置すればどんな事になるか専門家の方たちはわかっているはずですが。その時行政は杉や桧の間伐に補助金を出すように竹の駆除等に補助金を出して解決する方法とるのでしょうか？実は、調べると鳥取県では『竹林有効活用推進事業』で竹の有効利用や駆除に補助金出しています。

そんなことでお金を使うなら・・・

竹を駆除するのにお金を使うなら『竹水鉄砲合戦』の道具を竹で考えて竹の商品を開発した方がどれだけ前向きかと考えました。競技規則上も竹で使えるものは竹で考えています。このスポーツが盛んになれば世の人々は今まで見向きもしなかった竹に注目するはずですが。邪魔物が資源へと変わります。竹藪の所有者も竹に価値があればちゃんと管理するようになるはずですが。

色々な竹を使います。

この競技は、色々な竹を使うように考えてあります。水鉄砲は、筒は真竹で柄は女竹。的は真竹。それに竹垣は真竹や孟宗を使用します。壊れたら最後は竹炭です。

どうして『竹水鉄砲合戦』をはじめたのか。（教育編）

日本全国でいじめなどが問題になっています。いじめの無い世の中の実現は不可能でしょうが、できるだけ嫌な思いをする人がいないような世の中を作りたいものです。私も色々な方にいじめてもらったと思いますし、今思えばいじめに加担をしていたこともあったと思います。それらを反省して多くの人が毎日を楽しく張り合いを持って生活できる環境を作りたいと思っています。詳しいことはわかりませんが、いじめ等による自殺問題で多くの調査が学校に課せられたようです。ある教育者の方は、「先生に事務的な仕事が増えて本来子供と接する時間が必要なのにその時間がどんどん減らされていきます。事務的な仕事が増える事で先生にもストレスが溜まり、そんな状態でいい教育ができるわけではない。」といわれます。

一粒で四度おいしいものであり世代間交流の武器である。

水鉄砲を作る作業は竹を伐るところから始まります。竹の生態や竹藪の環境を学ぶのは教育です。次に竹水鉄砲を作ることは小学校でいえば図工の勉強です。どうして水が出るかを考えれば理科の勉強です。競技をすることで体育の勉強になります。そして、戦略を考えることで脳はますます活性化されるでしょう。これだけではありません。水鉄砲作りはどちらかといえば昔の遊びです。私達の親父達が最も得意とすることです。作る技術を子供達は祖父ちゃん達に学ぶことで三世代の交流になるのです。親子で参加する事は沢山ありますが、三世代が一緒にできることはなかなかないものです。それぞれの地域でチームを結成して対戦をすれば世代間を超えた交流になります。

いじめ対策の一つの手段として

以前「テレビとか新聞に出て有名人だね」って言われました。別に有名になるために出ているためではありません。「この『竹水鉄砲合戦』を多くの方に知ってもらう事がこれからのこの世の中に必要だと思うからです。」と答えました。私も3人の子供の父親です。自分の事よりも子供達の事が心配です。みんなと仲良くやっているだろうか？いじめにあって「学校なんか行きたくない」といわないだろうか。考え出したらきりがありませんでした。

例えば、子供がいじめにあっています。あなたならどのような手段をとりますか？いじめっ子の家に怒鳴り込みますか？それとも何もできずに可愛い子供の悲しむ姿を見続けますか？私ならどちらでもありません。怒鳴り込んでも、いじめっ子は親や先生に叱られれば、その反動でもっとエスカレートすることでしょう。根本的な解決にはならない事が多いですね。それならまずは、自分の子供といじめっ子ではない子供と『竹水鉄砲合戦』をはじめます。中にはなじめない子供もいますが、大半の子

供は喜んでやるでしょう。休日にやれば学校ではこれが話題になります。会話を聞きたいじめっ子はとても興味を持つはずです。だって誰にも叱られずに相手を攻撃できるのですから。頃合を見ていじめっ子を誘ってやります。間違いなく一番はしゃいで参加するでしょう。「うちの〇〇と仲良くしてやってくれよ」と言えばきっと効果はあるでしょう。だって楽しい事を提供してくれるおじさんの子供をいじめる事が得か損かを考えればどうすればいいかはわかります。私のこの方法がすべてにはまるとは思えませんが、半分は効果があると思います。だから特にいじめで悩んでいる方にこれを読んでいただきたいですね。実践の方法が良くわからなければちゃんとお教えします。

『獣性』って知っていますか？

人間は大なり小なり『獣性』（獣類のもつ性質。2 人間のもつ、肉体的欲望などの動物的な性質。また、人間の凶暴・残忍な一面。）を持っており、これを上手くコントロールをしたり解消することが出来ない人はいじめに走ったり乱暴になったりします。そんなことを解消するためには非常に『竹水鉄砲合戦』はいいものだと思います。人を攻撃する欲求を満たすこともできますし、撃たれた方は別に痛くはないし、かえって気持ちいいと思えます。この人間のもって生まれたどうしようもない部分の特効薬になるのではないかと期待しています。

ストレス解消の手段として

ユニバーサルスタジオジャパンとか東京ディズニーランド等の水に濡れるアトラクションが人気です。わざわざ濡れに行く人もいます。この気持ちは童心に戻っておもいきり遊びたいと思う心があるのですよね。何も無いところで水に濡れていれば大人としてやっていられませんが、それがスポーツであるのなら何も躊躇うものは無いわけです。例えば、気に食わない人に見立てて思いっきり撃ってやってもいいのですからね。

大人と子供が唯一真剣勝負の出来るスポーツでは？

子供と大人と一緒にスポーツをする時には大半は大人が手加減をしなければ成り立ちません。でも、これは世の中に唯一真剣勝負が出来るスポーツだと思っています。元気ハツラツのちびっ子に叔父さんはタジタジという場面を何度でも見ました。

どうして『竹水鉄砲合戦』をはじめたのか。（経済編）

その地域が発展するにはやはり交流人口を増やすのが一つの方法だと考えます。各地でイベントやお祭りが開催される要素として、来客による消費を期待しての事ではないでしょうか。私には夢があります。岡崎で本当の意味の『竹水鉄砲合戦』の全国大会を開催する事です。岡崎って徳川家康の生まれた所として結構全国的に知られていると思いますが、全国大会のスポーツって無いのですよ。年に1回都道府県の予選を勝ち抜いたチ-ムと岡崎代表のチ-ムの合計48チ-ムによる大会を開催したいと思います。岡崎だけ特別って不公平かもしれないですが、これを考案した地元って事で皆さんに認めてもらいたいですね。単純に48チ-ムが岡崎に集まれば $48 \times 10 = 480$ ですよね。土曜日日曜日で開催すれば食事や宿泊のために消費が生まれます。その観客による消費も期待できます。甘くは無いですけど、全国に普及させたいと思っています。それぞれの都道府県や市町村に支部が出来て、そこで予選会を開催できるくらい参加者が増えるといいですね。

環境や教育の所と関係がありますが、日本全国に所有者の無い土地は無いわけで、竹藪の所有者にしても必ず存在します。その竹を使うことで環境は改善に向かうと考えるのなら、小学校の活動に取り組んでもらうことはどうでしょうか。山間の学校なら直接山で伐って作ることも出来ますが、それが無理なら製作キットを500円/組くらいで業者に製作してもらいます。全国でこれに取り組んだら結構な消費になりますよね。そのまま山にあれば竹は邪魔物ですが、使えば資源です。剣道の道具の専門店があるように水鉄砲合戦の道具の店が必要になるくらい広まっていくといいですね。

税金を投入する時代がきっと来ます。

個人の山林の杉や桧の間伐をするのに補助金が出ているのをご存知でしょうか？いつからこんな仕組みになったのかは知りませんが、森林所有者が自分からすすんで山の手入れをしないからこのような補助金を出す背策が成り立ちます。このまま放置しておけば山は荒廃して山崩れ等の災害を起こす可能性を拡大させますし水の保水力も低下する一方です。だから行政は補助をして所有者の負担を減らすようにしています。竹だって税金で駆除をすることを行政が考えるようになりました。財政が苦しいと言っていますが、同じ税金を使う方法なら皆さんはどちらがいいと思いますか？まず1つ目は竹水鉄砲の費用やその道具のために税金を使用する。もう1つ目は竹を駆除するために税金を使う。私の答えは言うまでもありませんね。

竹水鉄砲合戦のあらましについて

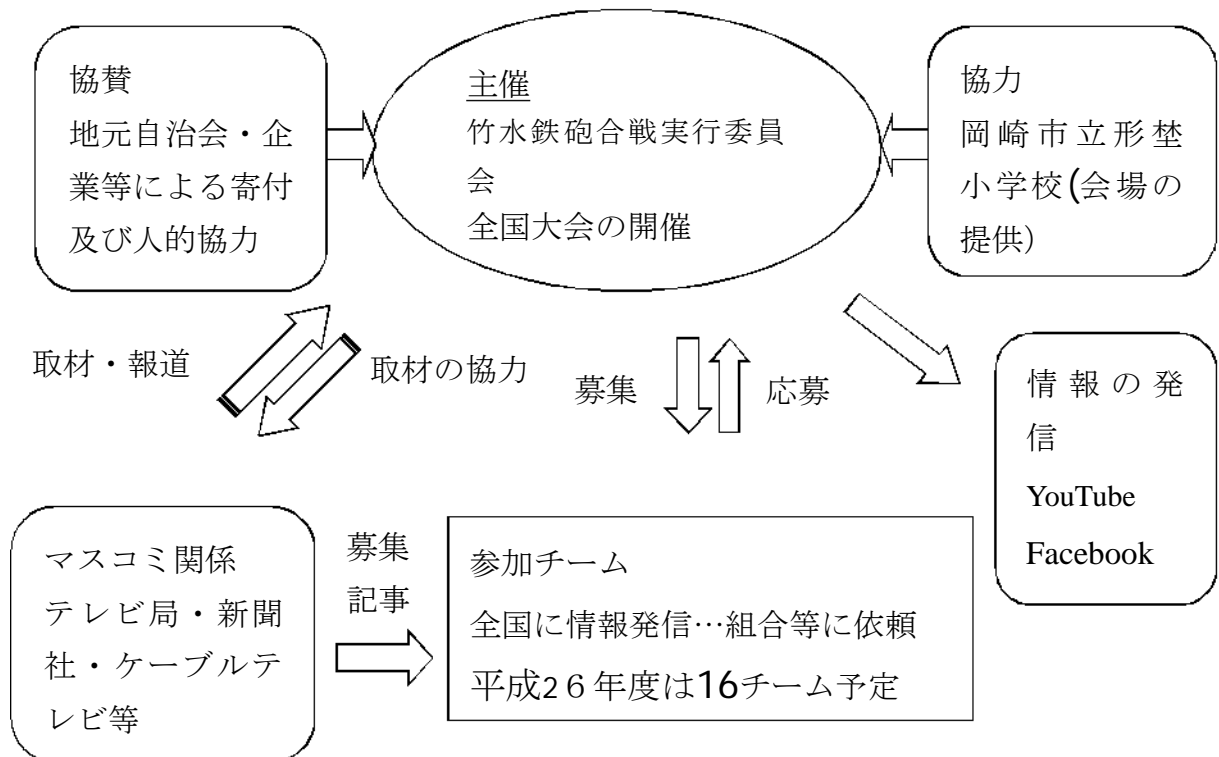
- 2006年 2月 竹水鉄砲合戦競技規則を考案
- 2006年 5月 東海愛知新聞において『竹水鉄砲合戦』について紹介される。
- 2006年 7月 中日新聞の『子供タイムズ』のコーナーにおいて『竹水鉄砲合戦』について紹介される。
- 2006年 8月 CBCテレビ『イッポウ』の番組の生中継で『竹水鉄砲合戦』について紹介される。
- 2006年 10月 中京女子大学において『竹水鉄砲合戦』について講義をする。
- 2006年 11月 NHKテレビ『ホットイブニング』において『竹水鉄砲合戦』について紹介される。
- 2007年 4月 テレビ愛知『速ホウ』において『竹水鉄砲合戦』について紹介される。
- 2007年 4月 『子どもまつり』において竹水鉄砲の製作教室を開催する。
- 2007年 5月 『幸田町わくわくキッズフェスタ』において竹水鉄砲の製作教室を開催する。
- 2007年 7月 岡崎市役所広報公聴課の依頼でミクスの番組の取材を受ける。
- 2007年 8月 岡崎イオンショッピングセンターにおいて『竹水鉄砲合戦』の第1回大会を開催する。
- 2008年 4月 『子どもまつり』において竹水鉄砲の製作教室を開催する。
- 2008年 5月 愛知教育大学付属岡崎小学校において『竹水鉄砲合戦』について授業をする。
- 2008年 8月 岡崎籠田公園において『竹水鉄砲合戦』の第2回大会を開催する。
- 2009年 5月 『子どもまつり』において竹水鉄砲の製作教室を開催する。
- 2009年 8月 岡崎市役所広報公聴課の依頼でミクスの番組の取材を受ける。
- 2009年 8月 岡崎籠田公園において『竹水鉄砲合戦』の第3回大会を開催する。
- 2010年 6月 NHKテレビ 『ホットイブニング』において『竹水鉄砲合戦』について紹介される。
- 2010年 9月 形埜小学校において『竹水鉄砲合戦』の第4回大会を開催する。
- 2011年 8・9月 ミクスの番組（竹水鉄砲合戦）の撮影
- 2011年 9月 形埜小学校において『竹水鉄砲合戦』の第5回大会を開催する。
- 2013年 9月 岡崎市立常磐東小学校において『竹水鉄砲合戦』について授業をする。
- 2014年 8月 ～東日本大震災復興支援～『第6回全国国盗竹水鉄砲合戦』開催

その他マスコミからの問い合わせ多数です。

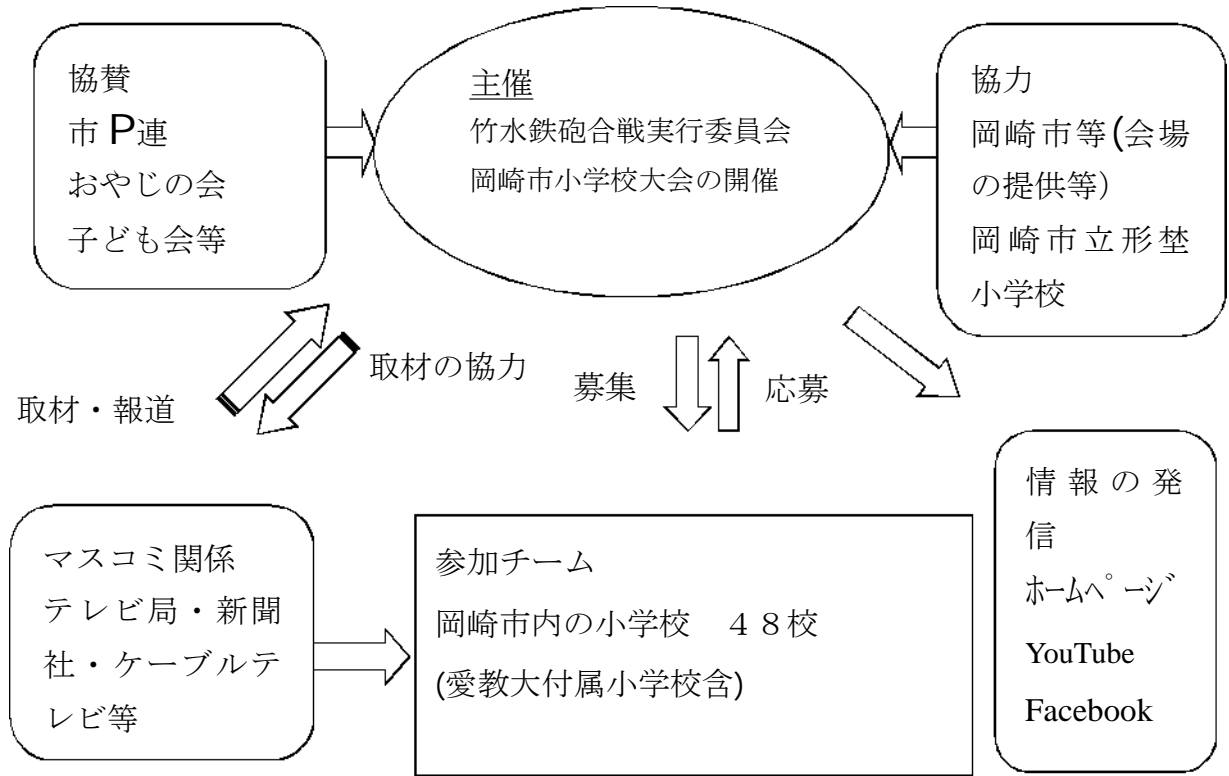
過去の竹水鉄砲合戦全国大会について

大会数	期 日	場 所	チーム数
第1回	平成19年 8月 11日	岡崎イオンショッピングセンター	3チーム
第2回	平成20年 8月 8日	岡崎籠田公園	6チーム
第3回	平成21年 8月 9日	岡崎籠田公園	7チーム
第4回	平成22年 9月 12日	岡崎市立形埜小学校	6チーム
第5回	平成23年 9月 11日	岡崎市立形埜小学校	12チーム
第6回	平成26年 8月 23日	岡崎市立形埜小学校	15チーム

過去の竹水鉄砲合戦大会の運営について



今回の竹水鉄砲合戦大会の運営について(案)



過去の竹水鉄砲合戦

第1回大会 岡崎イオンショッピングセンターの駐車場で開催しました。今では考えられません



第2・3回大会 岡崎の籠田公園で開催しました。



第4・5回大会 岡崎市立形埜小学校で開催しました。

～ここは竹水鉄砲合戦の生地です～

NHKの『ほっとイブニング』のみなさんも参加してくれました。



辻本瑠美奈キャスターも参加しました。



第6回大会 岡崎市立形埜小学校で開催しました。



～東日本復興支援～の大会です。



福島県で被災された方の参加もありました。



ちびっ子も参加です。



読売新聞岡崎支局長も取材で来場です。



事前に自分達で作ります。

岡崎公園でテレビの生中継です。

CBC の多田さんと一緒に
『イッポウ』に出演です。



テレビ愛知の『速ホウ』の取材です。



渡辺キャスターも
体験しました。



岡崎市役所広報公聴課の依頼でミクスの番組の取材を受けました。
大人と子供の真剣勝負です。



愛教大付属岡崎小学校で『竹水鉄砲合戦』の授業をしました。



岡崎『こどもまつり』にて竹水鉄砲制作教室を開催



上手に出来たかな？



順番待ちです。こんなに並んでいました。



平成 18年に息子達と始めました。この子達も今では高校生以上です。



～東日本大震災復興支援～

第7回戦国国盗竹水鉄砲合戦全国大会開催要項

- 1 期 日 平成27年9月6日（雨天の場合は9月13日）
- 2 場 所 岡崎市立形埜小学校校庭（愛知県岡崎市桜形町字中嶋13）
- 3 主 催 竹水鉄砲合戦実行委員会
- 4 趣 旨 今回で7回目をかぞえる『竹水鉄砲合戦』だが、平成27年には徳川家康公没後400年を迎えることになり、戦国時代の国盗り合戦と位置づけ、参加チームには郷土の武将チームとして誇りをかけ地元の武将と共に戦う大会とする。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では多くの死者・行方不明者を出すこととなり、今でも復興過程であり多くの方がご苦労されている。そこで、『東日本大震災復興支援』の大会として被災地域を支援する。

- 4 参加チーム 24チーム（各チーム選手7名、補欠2名、監督1人）
- ※ 小学生以上であれば参加資格あり。チームに大人が2名以上いること。
- ※ 中学生以上であれば大人がいなくてもよい。

5 競技方法及び規則

- (1) 竹水鉄砲合戦競技規則に準じて競技をするが、必要な道具類については、水鉄砲以外は主催者の物を使用することができる。
- (2) 予選リーグ及び準々決勝は的を設置せず1セット5分間の競技者において水を掛け合うことによる3セットの得失のポイント合計により順位を決定する。
- (3) 24チームをA・B・C・D・E・Fの6つのブロックに分けて二試合ずつの予選リーグを行い得失のポイントの高い予選上位1位の合計6チームが3チームずつ2ブロックに分かれて二次リーグに進出する。二次リーグの得失のポイントの高い上位1チームで決勝戦を行う。
- (4) 日程等は次のとおり行うものとする。

開会式 8:30～ 8:45

第1試合(一次リーグ) 9:00～ 9:30 A・B・Cコート

第2試合(一次リーグ) 9:30～10:00 A・B・Cコート

第3試合(一次リーグ) 10:00～10:30 A・B・Cコート

第4試合(一次リーグ) 10:30～11:00 A・B・Cコート

第5試合(一次リーグ) 11:00～11:30 A・B・Cコート

第6試合(一次リーグ) 11:30～12:00 A・B・Cコート

第7試合(一次リーグ)	12:00～12:30	A・B・Cコート
第8試合(一次リーグ)	12:30～13:00	A・B・Cコート
サバイバル戦	13:00～14:00	A・B・Cコート
第9試合(二次リーグ)	14:00～14:40	B・Cコート
第10試合(二次リーグ)	14:40～15:20	B・Cコート
第11試合(二次リーグ)	15:20～16:00	B・Cコート
第12試合(決勝戦)	16:00～16:40	Aコート
閉会式	終了後	

(5) サバイバル戦は次のとおりとする。

1. 団体の部

ブロックによる対抗戦とする

2. 個人の部

個人戦による生き残り戦とする。

6表	彰	竹水鉄砲合戦の部 優 勝 各1チーム 商品等 準優勝 各1チーム 商品等 入賞 各4チーム 商品等 MVP (優勝チームの監督により推薦) 1人 商品等 敢闘賞 (準優勝チームの監督により推薦) 1人 商品等 サバイバル戦の部 優勝ブロック 商品等 優勝者 商品等
7	参加費	1チーム5,000円(竹水鉄砲10本分の材料代含む) (内2000円は東日本大震災の義援金として被災者等へ送る。)
8	参加チームの決定	参加チームを募集して『竹水鉄砲実行委員会』の厳選なる審査により決定する。(定数に満たない場合は組み合わせを変更する。)
9	参加条件	・事前に競技説明会及び竹水鉄砲製作教室を開催するので参加すること。 ・ケガ等による応急手当はするが個人の責任において対応すること。 ・運営に協力すること。
10	その他	この開催要項は主催者の都合等に変更する事がある。

東日本大震災復興支援～

第7回戦国国盗竹水鉄砲合戦全国大会募集要項

開催日時 平成27年9月6日（日）（雨天の場合は9月13日に順延）

7：30 参加チーム受付開始

8：00 開会式（竹水鉄砲合戦大会出場者は全員出席のこと）

8：30 競技開始（8：20 第1試合選手集合）

17：00 閉会式

会場 愛知県岡崎市立形埜小学校校庭（愛知県岡崎市桜形町字中嶋13番）

参加条件 各チーム選手7名、補欠2名、監督1人

- ・小学生以上であれば参加資格あり。チームに大人が2名以上いること。
- ・中学生以上であれば大人がいなくてもよい。
- ・審判を交代ですること。
- ・竹水鉄砲は競技者により準備すること
- ・事前に競技説明会及び竹水鉄砲製作教室を開催するので参加すること。
- ・ケガ等による応急手当はするが個人の責任において対応すること。
- ・車は各チーム普通車以下3台以内とすること。
- ・前日の準備、片付けについて出来る範囲で協力すること。
- ・大人は童心に帰って楽しむこと。（子供に対して手加減をしないこと。）
- ・大会の運営に協力すること。
- ・戦国武将のチームとして参加すること。
- ・参加費を事前に納入すること。（5,000円/チーム・内2,000円は東日本大震災の支援として使用する。）

チームの決め方

- ・基本的にはチームの所在するところの戦国武将チームとする。
- ・参加申込順にチームを決めていくが徳川家康チームは主催者により決定とする。
- ・他県チームの参加がない場合は有名武将チーム名での参加でもよい。
- ・地元参加チームでも有名武将チームを名乗りたい場合は認めることができるが、後の応募によりその武将の地元チームの参加の場合は変更しなくてはいけない場合が生ずる。

参加料 5,000円/チーム（内2,000円は東日本大震災の支援として使用する。・竹水鉄砲10本分の材料含む）

参加チーム 24チーム

募集チーム数を超えた場合は、実行委員会で選考します。参加していただくチームにはあらためてご連絡させていただきます。

表彰 竹水鉄砲合戦の部

優勝 各1チーム 商品等
準優勝 各1チーム 商品等
第3位 各2チーム 商品等
MVP（優勝チームの監督により推薦） 1人 商品等
敢闘賞（準優勝チームの監督により推薦） 1人 商品等
サバイバル戦の部
優勝ブロック 商品等
優勝者 商品等

競技方法及び規則

- (5) 竹水鉄砲合戦競技規則に準じて競技をするが、必要な道具類については、主催者の物を使用することができる。
- (6) 予選リーグ及び準々決勝は的を設置せず1セット5分間の競技者において水を掛け合うことによる3セットの得失のポイント合計により順位を決定する。
- (3) 24チームをA・B・C・D・E・Fの6つのブロックに分けて二試合ずつの予選リーグを行い得失のポイントの高い予選上位1位の合計6チームが3チームずつ2ブロックに分かれて二次リーグに進出する。二次リーグの得失のポイントの高い上位1チームで決勝戦を行う。

申込方法

電子メールにて受付をします。代表者の住所、氏名、年齢、性別、電話番号、携帯電話番号、携帯のメールアドレス等を記入のうえパソコンにより次のメールアドレスに『第7回戦国盗竹水鉄砲合戦全国大会参加希望』として送信してください。申込関係の書類を送ります。

アドレス: takemizutteppo@gmail.com

期限

予定チームの応募が終了した時、若しくは目安として7月15日

申込み・お問合せ先

竹水鉄砲合戦実行委員会
〒444-0044 愛知県岡崎市康生通南3丁目2番地
221ビル3F (MSA221内)
アドレス: takemizutteppo@gmail.com
TEL: 0564-21-3393

お願い

☆大会申込により取得した個人情報には本大会運営の目的以外に断りもなく使用することはありません。

☆本大会で撮影した写真・動画は広報活動に利用させていただくことがあります。

☆本大会で撮影した動画はYouTube等にアップロードさせていただくことがあります。

- ☆マスコミ等の取材等が有る場合はご協力をお願いします。
- ☆ゴミは各自で持ち帰っていただきます。
- ☆主催者等の都合により変更が生じることがありますのでご承知ください。
- ☆怪我等は個人の責任において対応をお願いします。
- ☆事前に競技の説明会及び竹水鉄砲の材料をお渡しします。参加をしてください。
- ☆大会の進行については、参加者の皆様のご協力により成り立つ部分が多々あります。専門のスタッフを雇う費用もありません。参加者一人一人がスタッフでもあるという心構えでのご参加をお願い致します。
- ☆参加チーム毎に一名ずつ当日お手伝いをお願いする場合があります。

竹水鉄砲合戦大会実行委員会会則(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「～徳川家康杯～岡崎市小学校対抗竹水鉄砲合戦大会実行委員会」（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、岡崎まちづくりの会（愛知県岡崎市康生通南3丁目2番地221ビル3F（MSA221内））に置く。

(目的)

第3条 本会は、「～徳川家康杯～岡崎市小学校対抗竹水鉄砲合戦大会」（以下「小学校大会」という。）の円滑な開催を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 「小学校大会」の企画、運営及び終結業務に関すること。
- (2) その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第5条 本会は、「小学校大会」の開催に賛同する個人及び関係団体員等をもって構成する。

第2章 委員

(委員)

第6条 本会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計 1名
- (3) 委員 10名以内
- (4) 監事 2名

2 委員長は、会員の互選による。副委員長は岡崎まちづくりの会の会長を、会計は岡崎まちづくりの会の会計を充てる。

3 委員及び監事は、実行委員会の趣旨に賛同する者で、岡崎まちづくりの会の承認を得たものを充てる。

(職務)

第7条 委員長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する

3 会計は会計業務を行う。

4 監事は、会計その他の事務を監査する

(任期)

第8条 役員の任期は、本会の目的が達成されるまでとする。ただし、特別の理由があるときはこの限りではない。

第3章 事務局

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、事務局長を置く。

2 事務局長は、岡崎まちづくりの会の事務局長を充てる。

3 その他、事務局運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

第4章 会議

(役割)

第10条 会議は、次の事項について議決する。

(1) 企画・運營業務についての重要事項に関すること

(2) 会則の変更に関すること

(3) 予算及び決算に関すること

(4) その他重要な事項に関すること

(招集)

第11条 会議は、委員長が必要と認めたとき、委員長が招集する。

(構成)

第12条 会議は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

3 監事は会議に出席し、意見を述べることができる。

(議決)

第13条 会議の議事は、出席する副委員長及び委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決定する。

(専決処分)

第14条 委員長は、会議を招集するいとまがないときは、会議で議決すべき事項を専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告しなければならない。

第5章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は、参加費、協賛金その他の収入をもって充てる。

(会計期間等)

第16条 本会の会計期間は、平成27年1月1日に始まり、解散の日をもって終わる。

第6章 解散

(解散)

第17条 本会はその目的が達成されたときに解散する。

(剰余金、欠損金)

第18条 本会の解散の際の収支決算において、剰余金が生じたときは、会議の議決を経た上で公益の用に供するものとし、欠損金が生じたときは、会議で協議の上、処理するものとする。

第7章 補足

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この会則は、平成27年1月1日から施行する。

竹水鉄砲合戦競技規則

～ウォータードッジ～



全日本竹水鉄砲合戦協会

竹水鉄砲合戦競技規則

第1章 競技の定義

【定義】

第1条 竹水鉄砲合戦は競技者7名による2つのチームが、定められたコート内において全日本竹水鉄砲合戦協会競技規則（以下「規則」という。）に従って行われ勝敗を決する競技である。

第2章 コートおよび試合場

【コートおよび試合場】

第2条 1. コートの規格は次のとおりとする。（第1図参照）

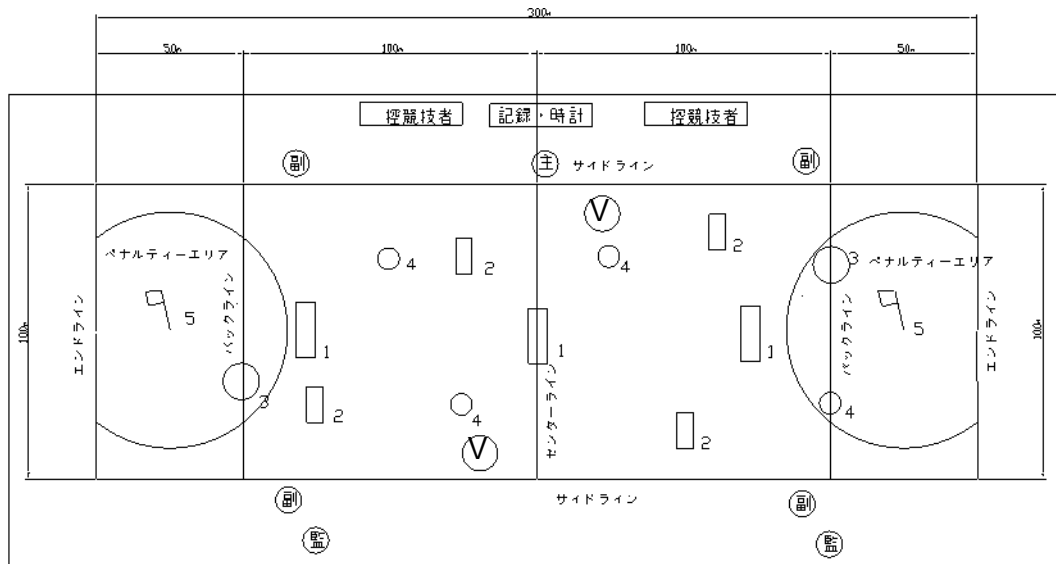
- (1) コートはライン等で区画された長方形のもので、横30m・縦10mとする。
- (2) ラインは、コートを表示する実線で引く。
- (3) ラインは、横をサイドライン、縦をエンドラインとし、横30mの場合、エンドラインからコートを縦に2分する15mのところのラインをセンターライン、エンドラインから5mのところのラインをバックラインという。
- (4) バックライン・エンドライン及びサイドラインで囲んだ4角形の中心を中心とした半径4.0mの円弧とエンドラインで囲まれた範囲をペナルティエリアとする。
- (5) 主催者は対戦チーム双方に不公平を生じないようにコートのセンターラインとバックラインの間に直径1m以下の円で安全地帯を設置することが出来る。

2. コート内の竹垣の規格は次のとおりとする。（第1図参照）

- (1) 竹垣(大)を、両エンドラインに平行にセンターラインの中心に置き、それぞれのチームは竹垣(大)¹箇所、竹垣(小)²箇所以内を自チームの任意の場所に置く。
- (2) 竹垣(大)の大きさは、高150cm・長さ130cm以下とする。
- (3) 竹垣(小)の大きさは、高さ150cm・長さ100cm以下とする。
- (4) 竹垣は(1)の箇所及び(2)(3)の規格を標準とするが対戦チーム双方に不公平が生じなければ主審の判断により承認すればこの限りではない。
- (5) 主催者及び競技者の都合により竹垣を設置しない場合や設置数を変更することが出来る。但し対戦チーム双方に不公平を生じないようにすること。
- (6) 竹垣は竹製及びそれに準ずるものとするが、対戦チーム双方に不公平が生じなければ主催者及び主審の判断により承認することができる。

3. 的立ては、ポールが垂直に立ち危険性のないもので、バックライン・エンドライン及びサイドラインで囲んだ4角形の中心の位置に固定する。（第1図参照）

第1図



※1)竹垣(大) 2) 竹垣(小) 3)給水 P(大) 4) 給水P(小) 5)的 v 安全地帯○

4. 試合場とは、コートから3mのところを囲まれたところをいう。(第1図参照)

5. 危険防止のため防護施設等で安全対策を講じる。

6. 給水ポイントは次のとおりとする。

(1) 大きさは直径及び1辺が1m以下深さ1m以下の容器で、各チーム同数(1～4箇所)とし、置き場所は自由に変更出来るものとする。試合場内であればコート外でもよしとする。

(2) ゲーム中はいずれかのポイントで給水することができるが、移動できるのは自チームで設置した給水ポイントのみとする。

第3章 用具

【用具】

第3条1. この競技に使う用具及び竹水鉄砲等の規格は次のとおりとする。

(1) 竹水鉄砲は、竹で作ってあれば大きさ等は自由とする。

(2) 竹水鉄砲の数は、1チーム10本以内を基準とする。

(3) ヘルメットは、主催者が用意する『金魚すくい』等で使用するポイ(枠に和紙をはったもの) [以下「ポイ」とする] を装着できるものとする。

(4) 的は、主催者が用意し書道半紙で縦30cm、横25cm以下の大きさのものとし、ポールの高さ1.5m以上2m以内で危険性のないものとする。

2. ゼッケンは次の表示のあるものを使用する。

- (1) フォワード (FW)、バックス (BK)、監督の表示または色分けをする。
- (2) 選手番号は、1番から7番までとする。
- (3) ゼッケンがない場合はヘルメットに番号を表示する。

第4章 服装

【服装】

第4条 服装は、水濡れに適した服装とし、必要に応じてゴーグル及びメガネ等を使用すること。

第5章 チームの構成および役割

【チームの構成】

第5条 チームの構成は、次のとおりとする。

- (1) チームは、監督1名、競技者9名以内とする。
- (2) 競技コートに入れるのは7名で、競技開始の時点で競技者7名いなければチームとして成立しない。
- (3) 監督は競技者を兼ねることができる。兼ねる場合は、その旨を表示しなければならない。
- (4) 競技者7名は、フォワード4名、バックス3名とする。

【役割及び競技範囲】

第6条 競技者の役割および競技範囲は、次のとおりとする。

- (1) フォワードは、自コートバックラインより前のみで競技する。
- (2) バックスは、コート全てを使い競技することができる。
- (3) 競技者は、競技中にセンターラインを越え相手コートに入れるのは4名以内とする。
- (4) 監督は、競技中コート外、自コート側で審判より後方にて競技者に指示を出すことができる。
(第1図参照)
- (5) 監督は、試合終了後、主審に競技に関する質問をすることができる。

第6章 競技者名簿、交替

【競技者名簿】

第7条 競技者名簿の提出は、次のとおりとする。

- (1) 監督は、競技開始までに競技者名簿用紙に出場競技者名を記入し、主審に提出しなければならない。
- (2) 競技者名簿用紙には、監督、競技者7名、補欠2名まで書き入れることができる。
- (3) 競技者は、同一大会で他のチームの競技者を兼ねることができない。

【競技者交替】

第8条 競技者の交替は、次により行う。

- (1) 競技者の交替は、セット間のみ行うことができる。
- (2) 競技者の交替は、監督が主審に申し出て、立ち会いのもとに交替しなければならない。

- (3) 一度交替した競技者でも、次のセットで再び競技に戻るができる。
- (4) 交替した競技者は、その競技者のゼッケン(ヘルメット)を着けなければならない。
- (5) 競技途中において、競技者が事故等で退場した時の交替も次のセットにおいて行うものとする。
- (6) セットの途中ではポジションは変更できないが、セットが変われば変更できる。

第7章 競技の方法

【競技の方法】

第9条 競技は次の方法で行う。

- (1) 競技は、チーム対抗方式で行う。
- (2) 競技者は、競技時間内に相手のヘルメットに装着されているポイを竹水鉄砲で水をかけて破る。
- (3) 競技者は、競技時間内に相手チームの的に竹水鉄砲で水をかけて破る。但し、ペナルティエリアの中に入ってはいけない。
- (4) 競技者は、競技中にチームで用意した10本以内の竹水鉄砲であれば自由に交換することができる。但し、一度に2本以上を持ち移動してはならない。
- (5) 競技者が使用出来る竹水鉄砲は自チームの所有する物のみとする。
- (6) 競技者は安全地帯の競技者に対して水をかけてはいけない。また、安全地帯の競技者もそこから競技者に水をかけてはいけない。
- (7) 規則第20条によりアウトとなった競技者は速やかにコートより退場しなければならないが、試合場内の自コート側のエンドライン及びサイドライン外から相手チームの競技者に水をかけて破る事ができ、相手チームの競技者のポイを破いた場合はコート内の競技者としてゲームに参加することができる。コートに入る時はヘルメット及びポイを装着していること。
- (8) 各セットにおいて開始から5分間はポールに的を設置せず、競技者において水を掛け合うことにより競技する。

第8章 競技の開始、中断、および再開、終了

【競技開始前】

第10条

- (1) チームは、審判に竹水鉄砲の点検を受ける。
- (2) チームは、ヘルメット・ゼッケンを装着してセンターラインをはさんで整列あいさつをし、1セット分の水を入れた容器を任意の位置に運ぶ。

【競技開始】

第11条 競技開始は、次により行う。

- (1) 競技者は手に竹水鉄砲を1本持ち、バックラインの直前に整列し競技開始の合図を待つ。
- (2) 競技は、主審の合図で開始する。

【競技の中断】

第12条 競技の中断は、次により行う。

(1) 競技は、主審または副審の合図により中断する。

(2) 競技者は的や相手チームの競技者のポイが破れたと判断した時合図(片手を上に上げる)により審判員に確認を求めるものとする。その合図により主審または副審は中断する。

(3) 競技中断時において競技者はその場に止まり、持っていた竹水鉄砲は、手に持ったままとする。

(4) 5分間経過し規則23条(2)より勝敗が決定しない場合はポールに的を設置するために主審は競技を中断する。

(5) 規則22条によりポイの交換が必要な競技者の申し出があった場合、主審は競技を中断する。

(6) 審判が規則26条の反則行為があったと判断した場合競技を中断する。

【競技の再開】

第13条 競技の再開は、次により行う。

(1) 主審は、競技者が中断した時点のおおよその位置についたら競技再開する。

(2) 競技者は、中断時手に持っていた竹水鉄砲で、競技を再開する。

(3) 競技の再開は、主審の合図による。

【競技の終了】

第14条 競技の終了は、次により行う。

(1) 相手のチーム的に水をかけて破いた時点で、競技は終了する。

(2) 一方のチームの競技者全員のヘルメットに装着してあるポイが破れた時点で競技は終了する。

(3) 競技時間が終了した時点で、競技は終了する。

(4) 競技終了の合図は、主審の合図による。

第9章 競技の延期および中止

【延期および中止】

第15条 競技の延期および中止は次による。

(1) 競技続行が不可能になったときは、延期または中止することができる。

(2) 延期したときはその競技を、最初からやり直す。

【コールドゲーム】

第16条 第1セットを終了していれば、その競技は成立する。

第10章 競技時間

【競技時間】

第17条 競技時間は、1セット10分とし、主審の競技開始の合図から競技終了の合図までとする。

第18条 主審が中断を宣告し、競技再開までに要した時間は競技時間とみなさない。

【セット】

第19条 競技を行う場合、3セット基準とする。

第12章 競技者アウト

【競技者アウト】

第20条 次の競技者は、アウトとなる。

- (1) ポイが破れた競技者及びヘルメットからポイが離脱した競技者
- (2) サイドラインおよびエンドラインを越えた競技者。
- (3) 自コートバックラインを越えたフォワードの競技者。
- (4) 故意に竹水鉄砲の水掛け以外でポイを破った競技者。
- (5) 2本以上同時に竹水鉄砲を持った競技者。
- (6) 相手チームの所有する竹水鉄砲を使用した競技者。
- (7) 相手チームの給水ポイントを故意に移動させた競技者。
- (8) 体調不良、事故等により競技を続行できなくなった競技者。
- (9) 相手コートのペナルティエリアの中に入った競技者。
- (10) 安全地帯から水を掛けた競技者及び、安全地帯の競技者に水を掛けた競技者。

第21条 規則20条(1)(2)(3)(8)(9)のアウト競技者は、規則9条(7)の規定により競技を継続することが出来る。

(2) 規則20条(4)(5)(6)(7)(10)のアウト競技者は、近くのラインからコート外に出て、自コートエンドライン後方で競技終了まで待機する。

(3) 規則9条(7)により競技を継続する競技者が、自コート側のエンドライン及びサイドラインよりコート内に踏み入れた場合及び相手側試合場内に踏み入れた場合は自コートエンドライン後方で競技終了まで待機する。

第22条 次の場合には、競技者はアウトにはならない。ポイが破れたり濡れた競技者は速やかに新しいポイを装着後競技に戻ることができる

- (1) ポイが相手競技者等との不意な接触で破れた場合。
- (2) 安全地帯の相手競技者からの水掛けでポイを破られた競技者。
- (3) 安全地帯において相手競技者からの水掛けでポイを破られた競技者。
- (4) 規則9条(7)により競技を継続する競技者の違法行為によりポイを破られた競技者。

第13章 勝敗の決定およびポイント

【勝敗の決定】

第23条 セット内における競技勝敗の決定は次による。

- (1) 競技時間内に、相手チームの的を破った時点で勝ちとする。
- (2) 競技時間内に、相手チームの競技者を全員アウトにした時点で勝ちとする。

- (3) 競技時間内に勝敗が決しないときは、競技終了時の残り競技者人数の多いチームを勝ちとする。
- (4) 競技者が5人以上センターラインを越え相手コートに入った時点でそのチームを負けとする。
- (5) 競技終了時の残り競技者人数が同数の場合は、引き分けとする。

【ポイント】

第24条 勝敗の決定にポイント制を取る。

セットのポイントは次のとおりとする。

- (1) 的を破いたチームには、ポイント**7**を与え、負けたチームはポイント**0**とする。
- (2) 競技時間内に相手競技者全員アウトにした場合と、第23条(4)の場合は、勝ったチームにポイント**7**を与え、負けたチームはポイント**0**とする。
- (3) 競技時間内に的を破らずに終了した場合、残りの人数を**1人1**ポイントとして与える。

【勝敗の最終決定】

第25条 勝敗の最終決定は、次による。

- (1) 第23条により**2**セット先取りしたチームを勝ちとし、引き分けが**2**セットある場合は**1**セット取得しているチームを勝ちとする。
- (2) 取得セット数が同数の場合、**3**セット終了時点で各チームのポイント合計を算出し、ポイントの多いチームを勝ちとする。
- (3) **3**セット終了しポイント同数で勝敗が決しない場合は、ビクトリーウォッシュ（以下「VW」という。）により勝敗を決定する。
- (4) VWの方法は、両チームの代表競技者7名が交互に2m四方の枠の中で**1**対**1**で水を掛け合い、ポイを早く4人破った方のチームとする。
- (5) 枠の外に踏み入れた競技者は負けとする。

第14章 反則

【反則】

第26条 監督または競技者が、次の行為を行ったときは、反則とする。

- (1) 危険な行為。
- (2) 競技の妨害をした場合。
- (3) 審判の判定に対して抗議をした場合。
- (4) 相手チーム、または審判員の人格を無視する言動があった場合。
- (5) チームが正当な理由なく競技の開始を拒み、または遅延させた場合。
- (6) 正当な理由なくチームとして競技を放棄した場合。
- (7) 競技者が故意にヘルメットをはずした場合。
- (8) 競技者が故意にポイをはずした場合。
- (9) 競技者の不正出場があった場合。

第15章 罰則

【罰則】

第27条 反則による罰則は、次のとおりとする。

(1) 前条(1)、(2)、(3)、(4)の反則を犯した場合は、当該監督または競技者を退場とし、そのチームに警告を与える。

(2) 前条(5)、(6)、(7)、(8)の反則を犯した場合は、当該チームに警告を与える。

(3) 退場を命ぜられた監督または競技者は、当該大会終了まで競技に復帰することはできない。

(4) 同一競技中前条の反則を再度犯した場合、チームを失格とする。ただし(9)、の場合は、最初の反則で当該チームを失格とする。

第16章 競技中負傷または事故を生じた場合

【競技一時中止の要請】

第28条 競技者が負傷または事故を生じたため競技が続行できなくなった場合は、一時中止を要請することができる。

【競技の不能】

第29条 負傷して競技が継続できない時、その原因が一方の故意および過失の場合はその原因をおこしたチームの負けとし、その原因が明確でないときは競技不能チームを負けとする。

第17章 異議の申し立て

【異議の申し立て】

第30条 審判員の判定に対して、異議の申し立てをすることができない。

第18章 競技役員

【審判長】

第31条 審判長は、公正な競技を遂行するために必要な一切の権限を有する。

【審判主任】

第32条 主審は、各コートごとに置かれ審判長を補佐し、そのコートにおける審判及び、運営上の責任を負うものとする。

【審判員】

第33条 審判員は、主審及び副審とする。

(1) 主審及び副審は、同等の権限を有しその判定に当たる。

(2) 主審及び副審は競技中協議規則20条でアウトとなった競技者に声、笛、旗(赤)等で宣告をすものとする。

(2) 主審は競技場の責任を持ち、関係係員との連絡のもとに競技の進行を図り、勝敗の宣告をする。

(3) 副審は4人とし、主審を補佐し、主審が競技中に責務の続行ができなくなった場合は、いずれかの副審が主審代行となり競技の続行をする。

第19章 係

【時計係】

第34条 時計係は、各コートごとに1名配置し、競技時間の計時に当たり主審に競技時間終了の合図をする。

【記録係】

第35条 記録係は、各コートごとに1名配置し、競技結果および勝敗の結果などを記録する。

【掲示係】

第36条 掲示係は、原則として主任1名係員2名以上配置し、競技の勝敗結果を掲示する。

【選手係】

第37条 選手係は、原則として主任1名係員2名以上を配置しチームの召集、確認などに当たり、競技が遅滞無く行われるようにする。

【進行係】

第38条 進行係は、全コートの進行を把握し、速やかな競技の進行を行う。

第20章 競技規則の改正

【競技規則の改正】

第39条 この競技規則の改正は、発案者である浅見志貴雄により改正する。

平成26年1月17日改正